

## 産業廃棄物管理票交付等状況報告書とは

産業廃棄物管理票交付等状況報告書とは排出事業者が、マニフェストに記載された種類排出量、管理票の交付枚数、運搬先の住所などについて事業所単位で報告書を作り、都道府県知事又は政令市長に提出しなければならないものです。

2007年度分から集計が義務付けられ期間は毎年4月1日～翌年3月31日までを、所定の様式に従って集計し、次の年度の6月30日までに報告します。報告書の様式は自治体によって違うことがあるため、各自治体のホームページでチェックが必要です。

また、電子マニフェストで運用した分は情報処理センターが排出事業者に代わり報告をするため、この報告書の作成は不要です。しかし、紙マニフェストも併用していた場合は、紙で運用した分については報告義務がありますので気を付ける必要があります。

弊社独自の電子マニフェストシステムレムズにご加入いただくことで事務作業等の手間も省けて大変便利ですのでお気軽にお問い合わせください。